総論

浸水対策関連の取り組みと 推進工法への期待

まずもと とよひさ

国土交通省 水管理·国土保全局 下水道部流域管理管付課長補佐



近年、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、全国で浸水被害が多発しています。全国のアメダスにより集計した時間雨量50mm以上の降雨の発生回数(1,000地点あたり)は、昭和50年から昭和60年には平均174回だったものが、平成19年から平成28年には平均232回となり、約30年前の1.3倍に増加しています¹⁾(図-1)。

平成29年度においても、全国各地で浸水被害が頻

発しました。国土交通省が各地方公共団体からの報告値を集計した結果では、平成29年度の下水道計画区域内で発生した内水に伴う浸水被害(外水被害のみによるものを除く)は、床上浸水が約3,800戸、床下浸水が約6,900戸、合計約10,700戸となっています。被害の多くは、台風18号とその前線および台風21号とその前線に伴い発生しましたが、短期的集中豪雨による被害も全国で発生しています(図-2)。

このように全国各地で大雨による内水浸水被害が発生している中、下水道の役割は今後ますます大きくなっ

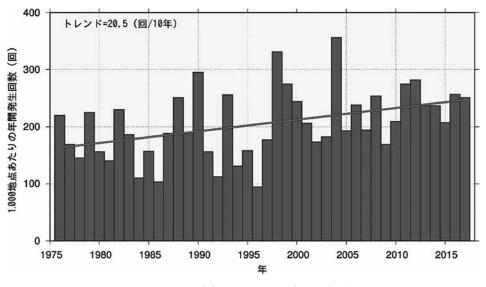


図-1 1時間降水量50mm以上の年間発生回数

ていきます。また、平成28年度末において、汚水処理 人口普及が90%を超えた一方、下水道による都市浸水 策達成率約58%(平成28年度末)と雨水の整備率は 低く、メリハリのあるハード対策や効果的なソフト対策が 求められています。

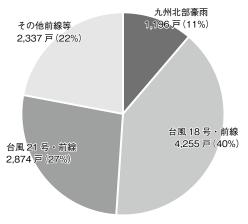


図-2 平成29年度の内水浸水被害の内訳

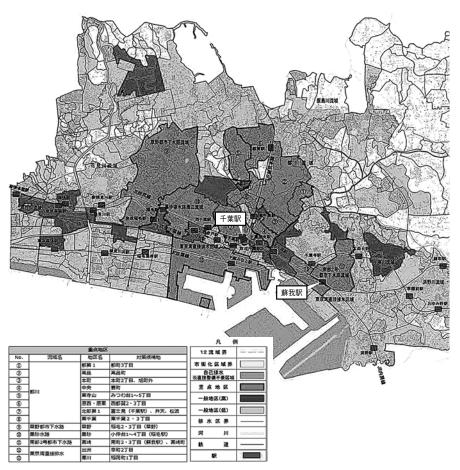


図-3 千葉市雨水対策重点地区整備基本方針

2 メリハリをつけた対策の推進 ~雨水管理総合計画~

これまでは、多くの地方公共団体で5年に一度程度 の降雨に対して、流下もしくは貯留できるような計画が立 てられ、実行されてきました。また重要な地区において は10年に一度の降雨に対する施設整備も行われている ところです。しかしながら、未だ十分な浸水対策が実施 されているとはいえず「選択と集中」の観点から、浸 水対策を実施すべき区域を明確化し、期間を定めて集 中的に実施することが求められています。

そこで国土交通省では、雨水管理総合計画の策定を要請しているところです。雨水管理総合計画とは、下水道による浸水対策を実施するうえで、当面・中期・長期にわたる下水道による浸水対策を実施すべき区域や整備目標、施設整備の方針等の基本的な事項を定めるものです。下水道法に基づく事業計画に記載すべき主

要な施設について事務連絡 等でその方法が示されているところですが、浸水対策に ついては、雨水管理総合計 画の内容を記載することになります。

その策定方法は、平成28年の4月に下水道法等改正に伴って公表した7つのガイドライン群の総称「七つ星」のひとつである「雨水管理総合計画策定ガイドライン」として示しております。この中で「選択と集中」の観点から、各地方公共団体において検討が進められることを支援しており、すでに雨水管理総合計画を策定した地方公共団体もあります。

例えば、千葉市では平成 29年8月に、雨水管理総合 計画である「千葉市雨水 対策重点地区整備基本方